

**熊本市立学校教員採用広報用ポスター・パンフレット版下及び動画作成業務委託  
委託業者募集要項**

1 業務概要

- (1) 業務委託名：熊本市立学校教員採用広報用ポスター・パンフレット版下及び動画作成業務委託
- (2) 目的及び概要：令和9年（2027年）4月に採用する熊本市立学校に勤務する教員の採用選考試験を実施するにあたり、意欲あふれる優秀な教員を確保するため広報用ポスター・パンフレット及びPR動画を作成し、試験日程や申込手続き、採用条件等を、県内外の関係機関や学生、市民等に対して幅広く周知を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容：詳細は仕様書を参照のこと。
- (4) 履行場所：受託業者の作業地ほか
- (5) 履行期間：契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで
- (6) 版下納入期限：令和7年（2025年）12月3日（水）
- (7) 動画納入期限：令和8年（2026年）3月6日（金）
- (8) 提案上限額：1,948千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 (Spring 熊本花畑町8階)  
熊本市教育委員会事務局学校教育部教職員課  
電話：096-328-2720（直通）  
E-mail：kyoushokuin@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「広報・広告」・第2分類「企画・制作」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。

- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件公募型企画提案コンペに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

#### 4 申請手続等

##### (1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和7年（2025年）8月28日（木）から令和7年（2025年）9月5日（金）正午まで。

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による配布は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等は、令和7年（2025年）9月5日（金）正午までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

##### (2) 参加手続き等

本件公募型企画提案コンペの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

###### ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

###### イ 提出期限

令和7年（2025年）9月5日（金）正午まで

郵送する場合は、令和7年（2025年）9月5日（金）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

###### ウ 提出部数

1部とする。

###### エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市長（熊本市教育委員会事務局学校教育部教職員課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(3) 参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会

(1) 日時：令和7年(2025年)9月9日(火) 午前10時から

(2) 場所：熊本市中央区手取本町1番1号 SPring 熊本花畑町(7階D会議室)

※企画提案コンペ参加表明業者は、必ず出席すること。

※説明会への参加する業者は、4の(2)のイの期限までに4の(2)のアの企画提案コンペ参加表明書等を提出すること。

※参加表明書等を提出していない者は、原則説明会への参加を認めないものとする。

※参加表明書等の提出後、「3 参加資格」を満たさないことが確認された者については、コンペへの参加ができないものとし、その者に対し説明会開催前に連絡する。

7 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第3号）により持参、電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年(2025年)8月28日(木)から令和7年(2025年)9月10日(水)まで  
(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

メールアドレス kyoushokuin@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書には、電子メールで回答する。

8 公募型企画提案コンペに参加する者が1者である場合の措置  
参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。その場合、説明会等の日程も必要に応じて変更をする。

## 9 企画提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、企画提案書等を提出するものとする。

### (1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

#### ア 提出書類

(ア) 企画提案書はA4サイズとし、様式第4号と併せて各6部(原本1部、コピー(会社名を消したもの)5部)を提出する。

(イ) 同種業務実績書(様式第5号)

(ウ) 業務の実施体制(様式第6号)

(エ) ポスターの版下については、B2サイズの紙媒体で折り曲げずに1部提出すること。

(オ) パンフレットの版下については、A4サイズの紙媒体で6部提出すること。

(カ) 動画については、構成やイメージが分かるものをA4サイズの紙媒体で6部提出すること。

#### イ 提出期間

令和7年(2025年)9月10日(水)から令和7年(2025年)9月30日(火)午後5時まで

郵送する場合は、令和7年(2025年)9月30日(火)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

#### ウ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長(熊本市教育委員会事務局学校教育部教職員課)宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

## 10 企画提案書等のヒアリングの実施

### (1) 実施日時

令和7年(2025年)10月3日(金)

### (2) 実施場所

熊本市中央区手取本町1番1号 SPring 熊本花畑町(7階D会議室)

時間・出席者は、別途指示するもの。

- (3) 実施方法 プレゼン形式
- (4) 企画提案書等に関するヒアリングは、審査基準に示す審査項目のうち、次に掲げる評価項目（以下これらを「ヒアリング実施項目」という。）に対して実施するものである。
  - ① 評価項目1「キャッチコピー」
  - ② 評価項目2「デザイン性」
  - ③ 評価項目3「企画・構成力」
  - ④ 評価項目4「全体性」
- (5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した企画提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、欠席者の公募型企画提案コンペに係るヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、公募型企画提案コンペ手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、公募型企画提案コンペ手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、欠席者の公募型企画提案コンペに係るヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

## 1.1 審査の方法等

### (1) 審査の主体

「熊本市立学校教員採用広報用ポスター・パンフレット版下及び動画作成に係る委託業者選定委員会」にて行う。

### (2) 審査の基準

〔別紙1〕「委託業者決定のための評価基準」によるものとする。

### (3) 審査の方法

企画提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、くじにより決定する。

## 1.2 公募型企画提案コンペ審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者はその理由、公募型企画提案コンペ参加者の商号又は名称、公募型企画提案コンペ参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）を担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

### 1.3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由は、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

### 1.4 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

エ 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (3) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び企画提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の

解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 企画提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この企画提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (4) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。
- (5) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (6) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。